

【判例番号】 L 0 7 4 5 0 6 7 3

公文書不開示決定処分取消請求事件（第 1 事件、第 2 事件）

【事件番号】 福井地方裁判所判決／平成 3 0 年（行ウ）第 3 号、平成 3 0 年（行ウ）第 6 号

【判決日付】 令和元年 6 月 1 2 日

【判示事項】 原告らが、市情報公開条例に基づき、各同一文書の開示請求（市議会定例会の議事録から削除された議員及び市長の発言部分の開示請求）をしたのに対する不開示決定の取消請求事案。裁判所は、本件条例は、法令又は条例の規定により開示できないと認められる情報は不開示とできると規定しているが、本件会議規則は法令・条例には当たらず、同規則の規定を理由に本件条例の不開示条項に該当するとは言えない。また、本件係争部分は、定例会が公開され、市のホームページにも本件発言を含めて録画した動画の掲載が認められるから、本件開示により議場の秩序維持を図る発言取消命令の趣旨が損なわれるとも考えられないとし、各不開示決定を取消した事例

【掲載誌】 L L I / D B 判例秘書登載

【評釈論文】 季報情報公開・個人情報保護 7 6 号 2 5 頁

主 文

1 処分行政庁が平成 3 0 年 5 月 1 日付けで原告 X 1 に対してした公文書不開示決定（越議第 1 0 5 号）を取り消す。

2 処分行政庁が平成 3 0 年 8 月 6 日付けで原告 X 2 に対してした公文書不開示決定（越議第 3 8 8 号）を取り消す。

3 処分行政庁が平成 3 0 年 1 1 月 2 8 日付けで原告 X 3 に対してした公文書不開示決定（越議第 7 2 0 号）を取り消す。

4 訴訟費用は被告の負担とする。

事実及び理由

第 1 請求

1 第 1 事件

主文第 1 項と同旨

2 第 2 事件

主文第 2 及び 3 項と同旨

第 2 事案の概要

本件は、原告らが、越前市情報公開条例（平成 1 7 年越前市条例第 2 6 号。以下「本件条例」という。）に基づき、それぞれ同一の公文書の開示を請求したところ、処分行政庁がこれを開示しない旨の決定をしたため、それぞれ同決定の取消しを求める事案である。

1 本件条例等の定め

本件に関係する地方自治法、本件条例及び越前市議会会議規則（平成 1 7 年越前市議会規則第 1 号。以下「本件会議規則」という。）は、別紙「本件条例等の定め」のとおりである（甲 1， 7。なお、同別紙で定義した略称は、以下の本文中においても用いることとする。）。

2 前提事実（証拠等の掲記のない事実は当事者間に争いがない。）

（1） 越前市議会は、平成 2 8 年 1 1 月 2 9 日に第 6 回定例会を開会し同

年12月20日に閉会したところ、本件会議規則85条に基づき配付された同定例会会議録には、以下の部分がある（甲9）。

ア 平成28年12月7日の議事

（ア） A議員（以下「A議員」という。）の発言中、「強い願いからであります。」の次から「今回の都市計画マスタープラン」の前までの空欄部分

（イ） 上記（ア）のA議員の発言後のB越前市長（以下「B市長」という。）の発言中、冒頭から「なお、今回御質問いただいた両計画」の前までの空欄部分

（ウ） 上記（イ）のB市長の発言後のA議員の発言の冒頭から末尾までの空欄部分

イ 平成28年12月20日の議事

C議長（以下「C議長」という。）の発言中、「なお、去る12月7日のA議員の一般質問に関し不穏当発言があった場合には、後日会議録を精査の上議長において善処いたします。」との記載部分

（2） 原告X1は、平成29年5月17日、本件条例5条及び6条に基づき、「平成28年12月議会における議事録削除された市長発言並びにA議員発言」に係る公文書の開示を請求したところ、処分行政庁は、平成29年5月19日付けで、同原告に対し、これを開示しない旨の決定をした。

（3） 原告X1は、平成29年6月29日、上記（2）の不開示決定の取消しを求めて審査請求をしたところ、越前市情報公開・個人情報保護審査会は、平成30年3月30日付けで、処分行政庁に対し、同不開示決定は理由に不備があり違法であるからこれを取り消すべきである旨の答申をした。処分行政庁は、同年4月26日付けで、同不開示決定を取り消す旨の裁決をした。

（4） 処分行政庁は、平成30年5月1日付けで、原告X1に対し、改めて、上記（2）の公文書を開示しない旨の決定をした。

（5） 原告X1は、平成30年7月17日、第1事件に係る訴えを提起した（顕著な事実）。

（6） 原告X2は、平成30年7月27日、本件条例5条及び6条に基づき、「平成28年12月開催の市議会定例会における議事録から削除されたA議員ならびに市長発言部分」に係る公文書の開示を請求したところ、処分行政庁は、平成30年8月6日付けで、同原告に対し、これを開示しない旨の決定をした。

（7） 原告X3は、平成30年11月19日、本件条例5条及び6条に基づき、「平成28年12月開催の市議会定例会における議事録から削除されたA議員と市長発言部分」に係る公文書の開示を請求したところ、処分行政庁は、平成30年11月28日付けで、同原告に対し、これを開示しない旨の決定（以下、上記（4）及び（6）の各決定を併せて「本件各決定」という。）をした。

（8） 原告X2及び原告X3は、平成30年12月18日、第2事件に係る訴えを提起した（顕著な事実）。

3 争点

前提事実（2）、（6）及び（7）の各開示請求は、越前市議会第6回定例会会議録（原本）のうち、前提事実（1）ア（ア）ないし（ウ）の各空欄に相当する部分（以下「本件係争部分」といい、これらに係るA議員及びB市長の発言を「本件各発言」という。）を対象としたものであると解され、本件会議規則86条は、議長が取消しを命じた発言は会議録には掲載しない旨定めるところ、本件係争部分に記録された情報が本件条例10条1号に該当するか否か。

4 当事者の主張

（被告の主張）

（1） 発言取消命令の存否について

ア 議員の発言の取消しは、会期中に行うのが原則であるが、議長が取消留保の宣告をしておけば閉会後であっても不穏当発言を取り消すことができる。C議長は、第6回定例会を終了するに当たって取消留保の宣告をし、平成28年12月20日、会議録を精査して、不穏当発言があったとして本件各発言を取り消した。

したがって、発言取消しの命令をした事実は存在する。

イ なお、本件各発言において、B市長はA議員の発言を引用し、苦言を呈して議長に要請する発言をしたのであり、A議員の発言と一体性のあるやり取りであったところ、A議員の発言を不穏当発言として取り消せば、これを引用するB市長の発言は自動的に取消しになる。

(2) 本件条例10条1号該当性について

本件条例10条1号所定の法令秘情報とは、法令等の明文の規定をもって閲覧等が禁止されている情報に限らず、その他法令等の趣旨及び目的に照らして公開することができないとされている情報を含む。

本件会議規則は、地方自治法120条に基づき議会が制定したものであり、条例と同等であるから、本件条例10条1号にいう「法令等」に当たる。

本件会議規則86条は、議場の秩序維持を図るという発言取消命令の趣旨を没却することがないよう配付用会議録に当該発言を掲載しないとしたものである。同条は、会議録原本を対象とはしていないが、会議録原本について開示を認めたのでは、会議録の削除部分を一般に公開したのと同様の結果を招き、同条の趣旨を没却するおそれがあり、本件係争部分に記録された情報は法令秘情報に該当する。

(原告らの主張)

(1) 発言取消命令の存否について

ア 地方自治法129条1項によれば、発言取消命令はその日の会議が終了するまでに行使すべきものであり、また、議長は発言取消命令をした場合、そのことを会議録に記載しなければならないところ、C議長は、本件各発言がされた平成28年12月7日に発言取消命令をしておらず、同日以降もA議員に対して発言の取消しを命じた記録はなく、A議員がこれを告知されたことはない。平成29年1月16日に開催された議会運営委員会においても、会議録から発言を削除するとの報告はされたが、発言取消命令がされたことはなかった。

イ 本件各発言のうちB市長の発言は、部分的にもA議員の発言を引用したものではない。

(2) 本件条例10条1号該当性について

ア 本件会議規則86条は会議録原本を対象としておらず、同条は会議録原本を開示しない理由にはならない。発言取消命令の趣旨は、その日その日の議場の秩序維持を図ることにあり、後日、情報公開において議長が取消しを命じた発言部分を記載した会議録原本の開示を拒むことによって、議場の秩序維持を図ることができるものではないから、これを開示しても本件会議規則86条の趣旨が形骸化するおそれなどない。

イ 配付用会議録は、議事の経過及び結果のうち、議会が関係者及び市民に対して積極的に報告することが適当であると認めた部分を掲載するものであり、議長が取消しを命じた発言は、現実に取り消されたか否かにかかわらず、積極的に広く報告することが適当ではないものであるから、本件会議規則86条は、これをあえて配付用会議録に掲載しないとしているにすぎない。これに対して、会議録原本は、市民が地方自治に参加するために議事の経過及び結果を精査しようとする目的等によって閲覧を求めるものであって、議長の職権行使の是非も含めて批判にさらされるべきであるから、配付用会議録の開示の範囲とは別異に解されるべきものである。したがって、本件会議規則86条に基づき配付用会議録に掲載しないとされた部分は、これを開示したとしても同条の趣旨を没却することにはならず、むしろ、本件条例の制度趣旨に沿うのであって、法令秘情報には当たらない。

第3 当裁判所の判断

1 はじめに

被告は、C議長が平成28年12月20日、本件各発言に係る取消命令をしたと主張するのに対し、原告らは、発言取消命令は同月7日中にされなければならない、会議録への記載がない、A議員への告知を欠くなどと主張し、発言取消命令がされた事実の存否を争うものであるところ、事案にかんがみ、この点はひとまず措き、本件係争部分に記録された情報が本件条例10条1号に該当するか否かを検討することとする。

2 本件条例10条1号該当性について

(1) 本件条例10条1号は、法令または条例の規定により、開示することができないと認められる情報が記録された公文書の開示をしないことができる」と規定するところ、本件会議規則は、地方自治法120条に基づき越前市議会が設けた会議規則であって、法令にも条例にも当たらない。被告は、本件会議規則が条例と同等であると主張するが、単に条例を制定する議会（地方自治法14条1項）が設けたものであることを理由に、会議規則が条例に含まれるとか、本件条例10条1号の規定が会議規則にも準用ないし類推されるということとはできない。

したがって、本件会議規則86条の規定を理由として、本件係争部分に記録された情報が本件条例10条1号に該当するということとはできない。

(2) ア 上記(1)の点を措くとしても、本件会議規則86条は、同規則85条の規定に基づき印刷される会議録（以下、この会議録を「配付用会議録」という。）に関する規定であり、地方自治法123条1項に基づき作成された会議録原本に関する規定ではないから、やはり、本件会議規則86条の規定を理由として、会議録原本のうちの本件係争部分に記録された情報が本件条例10条1号に該当するということとはできない。

イ 地方自治法129条1項に基づく議長の議員に対する発言取消しの命令は、議場における秩序を維持するためにされるものであるところ、被告は、本件会議規則86条が配付用会議録に上記命令に係る発言を掲載しないものとしたのは、議場の秩序維持を図るという発言取消命令の趣旨を没却しないためであり、この点は会議録原本についても同様である旨主張する。

そこで、本件係争部分について実質的にみるに、証拠（甲9、12、13）及び弁論の全趣旨によれば、第6回越前市議会定例会は公開され、越前市議会ホームページには、本件各発言も含めてこれを録画した動画が掲載されたことが認められるのであって、本件係争部分が記録された情報を開示することにより、議場の秩序維持を図る発言取消命令の趣旨が損なわれるなどということは考えられない。

したがって、被告の上記主張を前提としても、上記判断は左右されない。

(3) 以上のとおりであって、本件係争部分に記録された情報が本件条例10条1号に該当するということとはできない。

3 結論

したがって、発言取消命令の存否について検討するまでもなく、本件各決定は違法であり、原告らの請求はいずれも理由があるからこれらを認容することとし、主文のとおり判決する。

福井地方裁判所民事第2部

裁判長裁判官	武宮英子
裁判官	高橋心平
裁判官	小出成泰